

横浜市立相沢小学校 PTA

規約と細則

令和7年 4月1日 改訂版



⊗ 卒業時まで大切に保管してください ⊗

横浜市立相沢小学校 P T A 規約

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、横浜市立相沢小学校 PTA と称し、事務局を同校内に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力し、家庭・学校・地域における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 児童の教育環境、生活環境の改善を図る。
- 2 会員相互の研修、親睦を図る。
- 3 家庭・学校・地域社会と連携し、情報・意見交換に努める。
- 4 その他、本会の目的達成に必要な活動を行う。

第 3 章 方 針

第 4 条 本会は、次の方針に従って活動する。

- 1 教育を本旨とする民主的団体として、児童の福祉のために活動する。
- 2 本会は、営利的・宗教的・政治的活動には関係を持たない。
- 3 地域の諸団体及び機関と協力するが、支配・統制・干渉を受けない。
- 4 学校の管理・運営・人事には、一切干渉しない。

第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員は、次の通りとする。

- 1 横浜市立相沢小学校に在籍する児童の保護者。
- 2 横浜市立相沢小学校に勤務する教職員。

第 6 条 会員は、全て平等の権利と義務を有する。

第 5 章 会 計

第 7 条 本会の会計は、次の通りとする。

- 1 本会の活動・事業に関する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、1 家庭月額 300 円とする。
- 3 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
なお、会計規定は別に定める。
- 4 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役員及び役員の任務

第 8 条 本会の役員は、次の通りとする。

会 長	1 名 (保護者)
副会長	2 名 (保護者)
書 記	3 名 (保護者 2 名・教職員 1 名)
会 計	3 名 (保護者 2 名・副校長)

第 9 条 本会の役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、この会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその任務を代行する。
- 3 書記は、会議の議事を記録し文書作成をする。
- 4 会計は、本会の会計事務を処理する。

第 10 条 役員の任期は 2 年とし、再選は妨げない。

第 11 条 役員の選出は、推薦担当の推薦により総会の承認を得なければならない。

第 12 条 役員は、推薦担当、会計監査を兼務することはできない。

第 13 条 役員に欠員が生じたときは、推薦担当の推薦により実行委員会の承認を得て補充される。
この場合、役員の任期は残存期間とする。

第 7 章 会計監査

第 14 条 本会に、会計監査 2 名(保護者)を置き、本会の会計を監査し、総会において報告し承認を求める。

第 15 条 会計監査 2 名(保護者)は、会長の指示に従い関係諸機関及び諸団体との意見交換等に参加する。

第 16 条 本会の会計監査は、中間監査を含め年 2 回とする。

第8章 機関

第17条 本会に、総会、役員会、実行委員会、及び代表委員会を置く。

第9章 総会

第18条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関であり、会長が招集する。

第19条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

1 定期総会は、前期及び後期に開催し、次の事項を協議決定する。

- (1) 前期総会
- ①前年度事業報告及び決算報告の承認。
 - ②新年度事業計画案及び予算案の承認。
 - ③その他の必要事項。

- (2) 後期総会
- ①新年度役員及び会計監査の承認。
 - ②その他必要事項。

2 総会について、前期総会及び後期総会は、感染症等の社会情勢を鑑み、書面による総会とすることができる。

3 臨時総会は、実行委員会が必要と決定した時、または会員の5分の1以上の要求があった時に開催する。

第20条 総会の開催は、開催日の7日前までに全会員に通知する。

ただし、緊急、やむを得ない時はこの限りではない。

第21条 総会は、委任状も含め会員の5分の1以上の出席により成立する。

第22条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第10章 役員会

第23条 役員会は、本会の役員及び校長をもって構成し、次の任務を行う。

- 1 実行委員会の議案を作成する。
- 2 各担当の構成員を承認する。
- 3 その他、本会の運営に必要な事項を協議する。

第24条 役員会は、随時開催するものとする。

第 11 章 実行委員会

第 25 条 実行委員会は、本会の役員、代表委員及び校長により構成される。

第 26 条 実行委員会の任務は、次の通りとする。

- 1 代表委員会で立案された活動計画や運営方針の審議、報告。
- 2 総会に提出する議案及び報告書の審議、作成。
- 3 必要がある場合には、特別委員会の審議、決定。
- 4 その他、特に必要な事項の審議、決定。

第 27 条 実行委員会は、月 1 回開催を原則とする。

第 28 条 実行委員会は、構成員の半数以上の出席により成立する。

第 29 条 議事は、出席者の過半数により決する。

第 12 章 代表委員会

第 30 条 代表委員会は、次の担当を置く。

- 1 校外
- 2 広報
- 3 保健
- 4 推薦

第 31 条 代表委員会の審議事項は、実行委員会に提案し、承認を得なければならない。

第 32 条 代表委員会の構成、任務、運用等については細則で定める。

第 13 章 特別委員会

第 33 条 特別委員会は、実行委員会が必要と認めた時に置くことができ、その目的が達成された際は速やかに解散する。

第 14 章 細 則

第 34 条 本会の運営に必要な細則は、この規約に定めるものの他においては、実行委員会の議決を経て定めることができる。

第 35 条 実行委員会は、細則を制定または改正した場合は、その事項を総会で報告しなければならない。

第 15 章 慶弔費

第 36 条 本会の慶弔費に関する事項は、細則で定める。

第 16 章 改 正

第 37 条 本会の規約は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の同意で改正することができる。

第 17 章 附 側

第 38 条 本規約は、昭和 43 年 4 月 1 日より施行する。

本規約は、一部改正により昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。

本規約は、一部改正により平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

本規約は、一部改正により平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

本規約は、一部改正により平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

本規約は、全面改正により平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

本規約は、一部改正により平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

本規約は、一部改正により平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

本規約は、一部改正により平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

本規約は、一部改正により令和 5 年 6 月 10 日より施行する。

本規約は、一部改正により令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

代表委員会細則

第1条 本細則は、PTA 規約第 12 章第 32 条規約に基づき、必要な事項を定める。

第2条 代表委員会の構成は、次の通りとする。

- 1 校外 2 広報 3 保健 4 推薦

第3条 代表委員会は、4 担当を置くが、その年度の事情により弾力的な運用をすることができる。また、その運用については、実行委員会で協議し決定する。

第4条 代表委員会は、前年度募集時期において、新6年生までを対象に選出する。

第5条 代表委員会の選出人数は、次の通りとする。

- 1 校外については、地区毎に2名ずつ計10名とする。

	地区名	人数
A	細谷戸A地区・細谷戸B地区	2名
B	みどりの会地区・細谷戸C地区・細谷戸D地区・相沢第6地区・向陽台地区・商振会地区	2名
C	旭台地区・東台(西)地区	2名
D	東台(東)地区・相沢第5A(1)(2)地区・相沢第5B地区	2名
E	相沢第5C地区・東野地区	2名

- 2 その他の委員は計7~9名程度とし、状況に応じて変動可とする。

第6条 委員は、各自の属する学級・学年・地区のために、会員相互の連携を図り、本会の目的達成のために努める。

第7条 委員の任期は1年とする。

第8条 各担当の任務は、次の通りとする。

- 1 校外担当は、児童の校外における集団生活の指導を行い、通学路の安全確保と交通安全に関する事項を行う。また、地域並びに関係諸機関、諸団体と連携して、児童の健全な育成を図る。
- 2 広報担当は、学校と家庭及び会員相互が密になるよう、PTA 活動を効果的に広報する。
- 3 保健担当は、会員及び児童の健康増進、保健衛生の向上を図る。
- 4 推薦担当は、次年度の役員を推薦するために設けるものとする。また、相互の親睦・交流を図り、弾力的に活動する。

(改正)

第9条 本細則は、必要に応じ実行委員会において改正することができる。

(附則)

第10条 本細則は、平成23年4月1日より施行する。

本細則は、平成24年2月13日より施行する。

本細則は、平成25年4月1日より施行する。

本細則は、平成26年4月1日より施行する。

本細則は、平成29年2月28日より施行する。

本細則は、平成30年2月20日より施行する。

本細則は、令和7年4月1日より施行する。

推薦細則

- 第 1 条 本細則は、PTA 規約第 13 章第 34 条に基づき、必要な事項を定める。
- 第 2 条 相沢小学校 PTA の役員と会計監査の候補者を推薦する。
- 第 3 条 推薦担当の構成は、次の通りとする。
- 1 推薦担当は、代表委員会細則に基づく人数を割り当てる。
 - 2 教職員より、校長、副校長及びそのほかより 2 名 合計 4 名選出する。
- 第 4 条 推薦担当は、次年度の役員並びに会計監査候補になることはできない。ただし、推薦担当から推薦者が出る場合は、直ちに役員会の承認を得て、解任後、役員候補者になることができる。
- 第 5 条 推薦担当は、候補者の公示前にその活動状況について開示してはならない。
- 第 6 条 推薦担当は、推薦した役員と会計監査の候補者の氏名を、候補者の承認を得て、後期総会以前に公示しなければならない。
- 第 7 条 推薦担当の任期は、次年度の代表委員及び推薦担当が決定されるまでとする。
- 第 8 条 役員及び会計監査に欠員が生じた時は、速やかに活動を開始し候補者を選出する。
また、実行委員会の承認を得て、補充された役員及び会計監査の氏名等を会員に報告する。
- (改 正)
- 第 9 条 本細則は、必要に応じ実行委員会において改正することができる。
- (附 則)
- 第 10 条 この細則における代表委員会とは、代表委員会細則第 4 条及び 5 条の委員会とする。
- 第 11 条 本細則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
本細則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
本細則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
本細則は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

慶弔金細則

第1条 本細則は、会員並びに児童に関する慶弔に際し定める。

第2条 会員または児童及び教職員の慶弔金は、次の通りとする。

1 弔慰金

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 会員が死亡した時 | 5,000 円と生花 |
| (2) 児童が死亡した時 | 5,000 円と生花 |
| (3) 教職員の親族が死亡した時 | 5,000 円と生花 |

【親族とは、配偶者・子・父母(配偶者の同居父母を含む)】

2 餞 別

教職員が離任した時、3,000 円相当の記念品を贈る。

第3条 その他、必要がある場合は、役員会で協議し決定する。

(改 正)

第4条 本細則は、必要に応じ実行委員会において改正することができる。

(附 則)

第5条 本細則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

会 計 規 定

- 第 1 条 この規定は、規約第 5 章第 7 条に定められた会計処理について定める。
- 第 2 条 会計には、現金出納簿及び補助帳簿を備え、会費その他の出納を管理する。
- 第 3 条 前条に定める帳簿等については、各会計年度の決算後、引継ぎを受けた会計が 1 年間保管する。
- 第 4 条 この規定で金銭とは、現金及び預金をいう。
- 第 5 条 金銭の出納にあたっては、原則として出納簿にその内容を明示する証拠を添える。
- 第 6 条 金銭の支払いを受けようとする者は、原則として所定の請求書に記名捺印し、証拠書類を添えて会計に請求する。
- 第 7 条 通常、支払いの見込まれる現金を除き、金銭の管理は原則として金融機関に預金して行う。
- 第 8 条 予算に計上されていない寄付金等の受け入れは、役員会の承認を受けて行い、実行委員会に報告しなければならない。
予備費の使用にあたっては、実行委員会で協議し、会長の承認を得た上で会計に請求することができる。
- (改 正)
- 第 9 条 この規定は、必要に応じ実行委員会において改正することができる。
- (附 則)
- 第 10 条 この規定は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
- 第 11 条 この規定は、一部改正により平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、一部改正により平成 29 年 5 月 18 日より施行する。

会計内規

1. 各種行事に対する支出について

- (1) 研修会参加者に給する交通費は、下記を基準とする。
 - ① 相沢小・二つ橋小・瀬谷小・大門小・上瀬谷小・東野中・瀬谷中は、支給しない。
 - ② 上記以外の区内、区外の研修は、実費を支給する。
- (2) 研修会参加費用の支出は、下記を基準とする。
 - ① 実行委員会または代表委員会が必要と認めた行事に参加する費用は、実費支給する。
 - ② 任意に参加する費用は、自己負担とする。
- (3) 見学会等の経費は、下記を基準とする。
 - ① 下見に要する交通費は、実費支給する。
 - ② 見学会等へのお礼または手土産は、3,000 円程度とする。
- (4) 講演会講師謝礼等について
 - ① 校内の教職員に講師を依頼する時は、無償とする。
 - ② 外部より講師を招く場合は、その都度、実行委員会において協議決定する。

2. 役員会で特に必要と認める場合は、この内規によらず支出することができる。

ただし、この場合は次回の実行委員会に報告し了承を得なければならない。

3. この内規は、必要に応じ実行委員会において改正することができる。

(附 則)

この内規は、一部改正により平成 2 年 4 月 1 日より施行する。

この内規は、一部改正により平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

この内規は、一部改正により平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

この内規は、一部改正により平成 29 年 5 月 18 日より施行する。

